

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の 発電の促進に関する法律に基づく設備整備計画の認定等に関する 省令の一部を改正する省令案の概要

令和 8 年 7 月
農 林 水 産 省

I 改正の趣旨

営農型太陽光発電について、食料・農業・農村基本計画（令和 7 年 4 月 11 日閣議決定）においては「望ましい取組を整理するとともに、適切な営農の確保を前提に市町村等の関与の下、地域活性化に資する形で推進する。」とされ、また、大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージ（令和 7 年 12 月 23 日大規模太陽光発電事業に関する関係閣僚会議決定）においては「農業との両立が図られる望ましい取組を明確化するとともに、地方公共団体等の関与の下、地域活性化に資する形で推進する。あわせて、農業との両立が図られない等の不適切な取組に対しては厳格に対応する」とされたこと等を踏まえ、以下の基準に沿うような適切な営農の確保を前提に、地域活性化に資する形で導入を進めていくことができるように制度を見直すこととしている。

- ① 適切な営農の継続を大前提として、特例的に農地の一時転用を認めるものであること（規定の収量減少のおそれがなく、発電設備は簡易な構造で容易に撤去できるものであること）
- ② 将来にわたって、農地の食料生産基盤としての機能が維持され、食料安全保障の確保に資する取組であること
- ③ 農業者の所得向上や経営発展に資する取組であること
- ④ 地域と共生し、地域活性化に資する取組であること

具体的には、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成 25 年法律第 81 号。以下「農山漁村再エネ法」という。）第 7 条第 3 項に基づく設備整備計画の認定を受けようとする者による申請を農地転用制度上、不許可の例外とし、農山漁村再エネ法に基づく市町村長による設備整備計画の認定の有無を踏まえ、一時転用許可の是非について判断できる仕組みとする。

これを踏まえ、望ましい基準に適合する営農型太陽光発電設備の整備を内容とする設備整備計画の認定申請ができるよう、農山漁村再エネ法第 7 条第 1 項及び第 2 項第 5 号並びに第 8 条第 1 項の規定に基づき、設備整備計画の認定の申請に当たって必要な書類等を定める農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づく設備整備計画の認定等に関する省令（平成 26 年農林水産省・環境省令第 1 号。以下「設備整備計画認定省令」という。）について、所要の改正を行う。

II 改正の概要

（1）営農型太陽光発電に係る設備整備計画の認定の申請に係る添付書類

設備整備計画の認定の申請について、当該設備の設置が営農型太陽光発電を目的とする場合にあっては、以下の書類を添付する旨を定める。

- ① 営農型太陽光発電設備その他営農型太陽光発電の実施に必要な設備に係る設計図
- ② 営農型太陽光発電設備の下部の農地（以下「下部の農地」という。）において栽培する農作物の単位面積当たりの収穫量（以下「単収」という。）の見込みの根拠となる次に掲げるいずれかの事項を記載した書類
 - （i）下部の農地で栽培する農作物について、当該申請に係る農地が所在する市町村の区域内における生産量等に関するデータ
 - （ii）当該申請に先行して下部の農地において耕作の事業を行う者の栽培実績
- ③ 営農型太陽光発電設備を撤去するのに要する費用を営農型太陽光発電設備の設置者が負担することを誓約する旨を記載した書面（別記様式第2号参照）
- ④ 毎年、営農型太陽光発電設備に係る認定設備整備計画の実施状況に関する報告書を市町村長に提出することを誓約する旨を記載した書面（別記様式第3号参照）

（2）営農型太陽光発電に係る設備整備計画の記載事項

農山漁村再エネ法第7条第2項第5号による省令委任を受け、設備整備計画認定省令第2条第4号及び第5号に規定する農地又は農用地に係る設備整備計画の記載事項についても同様に、営農型太陽光発電を目的とする場合には、その計画の適否を判断するために必要な事項を追加で定める（別記様式第1号参照）。

（3）その他、所要の改正を行う。

Ⅲ 今後の予定

公布・施行：令和8年9月末以降を予定

別記様式第 1 号

設備整備計画に係る認定申請書

年 月 日

市町村長 殿

申請者

住 所
氏 名

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第 7 条第 1 項の規定に基づき、別紙 1（及び別紙 2）の計画について認定を受けたいので、申請します。

（備考）

- 1 「申請者」には、再生可能エネルギー発電設備等の整備を行う全ての者を記載すること。
- 2 申請者が法人又は法人でない団体である場合にあっては、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 3 営農型太陽光発電設備の整備に係る設備整備計画にあっては、別紙 2 についても記載の上提出すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 5 氏名に旧姓記載を希望する場合は、旧姓を括弧書きで併記すること。

(別紙 1)

設備整備計画

1 申請者の概要

申請者（代表者）	
氏名又は名称： 住所又は主たる事務所の所在地： 連絡先 電話番号： E-mailアドレス： 担当者名：	
共同申請者（共同して申請する者がいる場合に記載）	
氏名又は名称： 住所又は主たる事務所の所在地： 連絡先 電話番号： E-mailアドレス： 担当者名：	

- (注) 1 共同申請者が2者以上存在する場合にあっては、欄を繰り返し設けて記載すること。
2 個人の場合であって、「住所」が「主たる事務所の所在地」と異なるときには、「住所」及び「主たる事務所の所在地」を併記すること。
3 営農型太陽光発電設備の整備を行う場合であって、申請者（代表者）が下部の農地の営農者ではない場合、下部の農地の営農者を共同申請者として記載すること。
4 氏名に旧姓記載を希望する場合は、旧姓を括弧書きで併記すること。

2 再生可能エネルギー発電設備の整備の内容

(1) 再生可能エネルギー発電設備の整備の内容

①再生可能エネルギー発電設備（再生可能エネルギー源を電気に変換する設備）

番号	発電設備の種類	出力(kW)	年間発電量(kWh)	建築面積	発電設備の用に供する土地の所在	地番	地目		面積	氏名又は名称	備考
							登記簿	現況			
i											
ii											
iii											

- (注) 1 「発電設備の種類」欄には、再生可能エネルギー源の種類（太陽光（営農型太陽光発電を目的とする場合は営農型太陽光）、風力、水力、地熱又はバイオマス等）を記載すること。なお、発電に用いる再生可能エネルギー源が地熱の場合にあっては、発電方式（バイナリー型、蒸気フラッシュ型等）も記載すること。また、発電に用いる再生可能エネルギー源がバイオマスの場合にあっては、その種類も記載すること。
2 「発電設備の用に供する土地の所在」欄には、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号の農用地区域内における営農型太陽光発電設備の整備を行う場合にあっては、所在地のほか、申請に係る土地が農用地区域内に所在している旨を、酪農及び肉用牛

生産の振興に関する法律第9条の集約酪農地域の区域内における草地の形質変更を伴う場合にあっては、所在地のほか、申請に係る土地が集約酪農地域内に所在している旨を記載すること。

- 3 「氏名又は名称」欄には、発電設備の整備を行う者の氏名（法人又は法人でない団体にあつては、名称）を記載すること。
- 4 「7 特例措置に関する事項」の（注）のいずれかに該当する行為に係る設備については、「備考」欄にその番号を記載すること。

②附属設備

番号	附属設備の種類	建築面積	附属設備の用に供する土地の所在	地番	地目		面積	氏名又は名称	備考
					登記簿	現況			
a									
b									
c									

- （注） 1 ①の再生可能エネルギー発電設備と同じ土地に整備する附属設備については、附属設備の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積の欄に「○（①の対応する番号）のとおり」と記載し、別の土地に附属設備を整備する場合にあっては、「備考」欄に①と対応する番号を記載すること。
- 2 「附属設備の用に供する土地の所在」欄には、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第9条の集約酪農地域の区域内における草地の形質変更を伴う場合にあっては、所在地のほか、申請に係る土地が集約酪農地域内に所在している旨を記載すること。
- 3 「氏名又は名称」欄には、附属設備の整備を行う者の氏名（法人又は法人でない団体にあつては、名称）を記載すること。
- 4 「7 特例措置に関する事項」の（注）のいずれかに該当する行為に係る設備については、「備考」欄にその番号を記載すること。

③営農型太陽光発電設備の下部の農地における営農計画書

- （注） 1 2の（1）の①の発電設備の種類が営農型太陽光の場合に別紙2を記載の上添付すること。

（2）再生可能エネルギー発電設備の整備を行う期間

番号	整備を行う期間
i	年 月 日～ 年 月 日
ii	年 月 日～ 年 月 日
iii	年 月 日～ 年 月 日

- （注） 1 （1）①の再生可能エネルギー発電設備の番号と対応するように記載すること。
- 2 「整備を行う期間」欄には、工事の開始から実際に再生可能エネルギー発電設備が稼動し、発電できる状態になるまでに要する期間を記載すること。

(3) 再生可能エネルギー発電設備の使用期間

番号	発電設備の使用期間					
i	年 月 日～ 年 月 日					
ii	年 月 日～ 年 月 日					
iii	年 月 日～ 年 月 日					

(注) (1) ①の再生可能エネルギー発電設備の番号と対応するように記載すること。

(4) 再生可能エネルギー発電設備により発電した電力の供給先

- (注) 1 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく電気事業者への売電を行う場合にあっては、同法に基づく再生可能エネルギー発電設備の認定の状況（予定を含む。）及び年間の売電収入の見込みを記載すること。
- 2 需要家に直接電力を供給する場合、電力供給に係る契約の状況（予定を含む。）を記載すること。

3 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて行う農林漁業の健全な発展に資する取組の内容

(1) 農林漁業の健全な発展に資する取組の内容

番号	取組内容	取組を行う地域	取組期間
ア			
イ			
ウ			

- (注) 1 取組内容、取組を行う地域や土地の所在、取組期間について具体的に記載すること。
- 2 申請者以外の者と連携して取組を行う場合にあっては、その者と申請者が当該取組にそれぞれどのように関わるかについて具体的に記載すること。

(2) 農林漁業関連施設の整備の内容等

①農林漁業関連施設の整備の内容

番号	新設等	施設の種類 ・用途等	建築 面積	施設の用に供する 土地の所在	地番	地目		面積	氏名又は 名称	備考
						登記簿	現況			
ア										
イ										
ウ										

- (注) 1 (2) は、(1) が農林漁業関連施設の整備である場合に記載すること。
- 2 「新設等」欄には、新築、改築、用途変更の別を記載すること。
- 3 「施設の用に供する土地の所在」欄には、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第9条の集約酪農地域の区域内における草地の形質変更を伴う場合にあっては、所在地のほか、申請に係る土地が集約酪農地域内に所在している旨を記載すること。
- 4 「氏名又は名称」欄には、農林漁業関連施設の整備を行う者の氏名（法人又は法人でない団体

にあつては、名称) を記載すること。

- 5 「7 特例措置に関する事項」の(注)のいずれかに該当する行為に係る施設については、「備考」欄にその番号を記載すること。

②農林漁業関連施設の整備を行う者の概要

番号	氏名及び住所
ア	氏名： 住所：
イ	氏名： 住所：
ウ	氏名： 住所：

(注) 1 ①の農林漁業関連施設の整備を行う者が、「1 申請者の概要」に含まれない場合に記載すること。

2 ①の農林漁業関連施設の番号と対応するよう記載すること。

3 農林漁業関連施設の整備を行う者が法人又は法人でない団体である場合にあっては、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を、「住所」には「主たる事務所の所在地」を記載すること。

③農林漁業関連施設の整備を行う期間

番号	整備を行う期間
ア	年 月 日～ 年 月 日
イ	年 月 日～ 年 月 日
ウ	年 月 日～ 年 月 日

(注) ①の農林漁業関連施設の番号と対応するよう記載すること。

- 4 再生可能エネルギー発電設備の整備及び農林漁業の健全な発展に資する取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法(別表1及び別表2)

(注) 当該整備及び当該取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法について、それぞれ別表1及び別表2に記載の上、これらを添付すること。

- 5 再生可能エネルギー発電設備の用に供する土地又は水域及びその周辺の地域における自然環境の保全その他の再生可能エネルギー発電設備の整備に際し配慮すべき事項

- 6 再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復に関する事項

(1) 再生可能エネルギー発電設備の撤去に係る費用の負担及びその確保の方法

費用負担の方法		備考
負担総額	確保の方法	

(注) 1 「確保の方法」欄には、資金の積立て等再生可能エネルギー発電設備の整備を行う者による発

電設備の撤去に要する費用の確保の方法を記載すること。

- 2 設備が複数ある場合にあっては、欄を追加するとともに備考欄に2(1)①又は②の対応する番号を記載すること。
- 3 2(1)①の発電設備の種類が営農型太陽光の場合にあっては、営農型太陽光発電設備を撤去するのに要する費用を当該設備の設置者が負担することを誓約する旨を記載した書面を添付すること。

(2) 土地等の原状回復等

- (注) 1 再生可能エネルギー発電設備を整備する土地等の権利者との間で取り決められた土地等の原状回復の内容等について具体的に記載すること。
- 2 添付書類として、再生可能エネルギー発電設備を整備する土地等の権利者との間の土地等の原状回復に係る契約書等の取決めを定めた書類の写しを添付すること。

7 特例措置に関する事項(別表3-1～別表3-6)

- (注) 1 農地法第4条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表3-1-①に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- 2 農地法第5条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表3-1-②に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- 3 森林法第10条の2第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表3-2-①に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- 4 森林法第34条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表3-2-②に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- 5 森林法第34条第2項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表3-2-③に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- 6 漁港及び漁場の整備等に関する法律第39条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表3-3に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- 7 海岸法第7条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表3-4-①に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- 8 海岸法第8条第1項の許可を受けなければならない行為(同項第1号に掲げる行為に限る。)を行う場合にあっては、別表3-4-②に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- 9 海岸法第8条第1項の許可を受けなければならない行為(同項第2号に掲げる行為に限る。)を行う場合にあっては、別表3-4-③に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- 10 海岸法第8条第1項の許可を受けなければならない行為(同項第3号に掲げる行為に限る。)を行う場合にあっては、別表3-4-④に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- 11 自然公園法第20条第3項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表3-5-①に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- 12 自然公園法第33条第1項の届出をしなければならない行為を行う場合にあっては、別表3-5-②に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- 13 温泉法第3条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表3-6-①に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- 14 温泉法第11条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表3-6-②に必要事項を記載の上、これを添付すること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

- (1) 申請者が法人である場合にあっては、その定款又はこれに代わる書面(申請者が法人でない団体である場合にあっては、規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類)
- (2) 申請者の最近2期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書(これらの書類がない場合

にあつては、最近1年間の事業内容の概要を記載した書類)

- (3) 整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備の位置を明らかにした図面
- (4) 整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備の規模及び構造を明らかにした図面
- (5) 3(2)を記載する場合にあつては、整備をしようとする農林漁業関連施設の位置を明らかにした図面並びに規模及び構造を明らかにした図面
- (6) バイオマス発電の設備を整備しようとする場合にあつては、原料調達先が確保されていることが確認できる書類

(別紙2)

設備整備計画（営農型太陽光発電設備の下部の農地における営農計画書）

1 営農に関すること

(1) 栽培に必要な労働力の確保の状況

①農業従事者数

農業従事者数		備考
常時（人日）	臨時（人日）	

（注）備考欄には、臨時従事者の雇用期間、作業内容等を記載すること。

②農業従事者の勤務体系

	勤務日数 （日/月）	勤務時間 （時/日）	備考
通常期			
繁忙期			

（注）農業従事者の平均的な勤務日数、勤務時間を記載すること。

(2) 栽培品目

①下部の農地の農作物の単収見込み等

作付予定作物	単収見込み (A) (kg/10a)	地域の平均 的な単収 (B) (kg/10a)	単収の増減 見込み ($A/B \times 100$ (%))	地域の平均 的な単収の 根拠	備考

（注）1 「単収見込み」は、1年目の単収見込みを記載すること。

2 「地域の平均的な単収」は、原則として市町村の統計等を用いて記載すること。

3 「地域の平均的な単収の根拠」は、統計調査名や比較対象とした地域等を記載すること。なお、統計調査以外の内容を記載する場合には、比較対象として適切であると判断した理由を具体的に記載すること。

②下部の農地の農作物の生産・販売実績

作付予定作物	生産・販売実績 (円/年)	販売先	年度

（注）年度欄には、記載した生産・販売実績に該当する年度を記載すること。

③下部の農地の農作物の出荷・販売先

作付予定作物	地域での一般的な販売先	自身の販売先 (予定)	備考

④下部の農地における作付予定作物の作付面積

	作付予定 作物	作付面積 (m ²)	栽植密度 (株・本・播種量 (kg)/10a)	生長の指標 (樹高・分枝状況等)	予定収量 (kg/10a)
1年目					
2年目					
3年目					
4年目					
5年目					

(注) 生長の指標については、収穫まで1年以上時間を要する作物を栽培する場合に記載すること。

⑤営農に必要な農作業の期間

	作付予定 作物	農作業の内容 (月間)											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
1年目													
2年目													
3年目													
4年目													
5年目													

(注) 1 農作物ごとに農作業の内容欄に栽培期間と必要となる農作業の内容・その作業期間を具体的に記載すること。

2 収穫まで期間を要する農作物の場合、作付けから収穫までの各年については、(d)の生長の指標に沿って、収穫までに必要となる作業内容を具体的に記載すること。

⑥下部の農地における収支の見込み

1 年目					
収入金額 (円)	科目	金額 (円)	支出金額 (円)	科目	金額 (円)
	販売金額			種苗費	
	自家消費			肥料費	
	雑収入			農機具費	
	発電収入			農薬・衛生費	
	営農協力金			動力光熱費	
				修繕費	
				人件費	
				地代・賃借料	
				農業共済掛金	
				減価償却費	
				土地改良費	
				雑費	
				租税公課	
	小計			小計	
差引金額 (A-B)			(円)		

- (注) 1 収支の見込みについては、適宜表を複製し、1年目から5年目まで作成すること。なお、複数年度において、収支見込みが同じ場合はまとめて記載すること。
- 2 「科目」は収支科目の主要なものを例示しているため、適宜、追記削除すること。
- 3 「発電収入」の欄は、営農型太陽光発電設備の設置者と下部の農地の営農者が同一である場合において、売電による収入がある場合に記載すること。
- 4 「営農協力金」の欄は、営農型太陽光発電設備の設置者と下部の農地の営農者が異なる場合において、設置者から営農協力金等を受領する場合に記載すること。

2 営農型太陽光発電設備に関すること

(1) 生育に適した日射量の確保

作付予定作物	遮光率（日射量の減少率）	備考

(注) 遮光率での判定が困難な場合、日射量の減少率を記載すること。

(2) 効率的な農作業の実施

①支柱

高さ(m)		支柱の間隔(m)
最低地上高：	最高地上高：	

(注) 支柱の間隔は、農業機械の通路の幅となる間隔を記載すること。

②農作業を効率的に行う上で通常必要となる空間の確保について

--

(注) 営農型太陽光発電設備の支柱の高さ及び間隔、農業機械の寸法を踏まえ、農作業を効率的に行う上で通常必要となる空間が確保されていると判断している理由を具体的に記載すること。

3 地域との共生に関すること

(1) 地域における協議会等及び地域計画の協議の場での協議状況

①地域における協議会等での協議状況

--

(注) 協議会の名称及び協議状況について記載すること。

②地域計画の協議の場での協議状況

--

(2) 営農型太陽光発電設備の損壊等による第三者への損害を補償する保険への加入状況等

--

(注) 保険への加入状況を記載し、契約書等を添付すること。まだ契約に至っていない場合は、契約予定を記入し、契約後に契約書等を提出すること。保険加入以外の方法にて、第三者への損害の補償を予定している場合はその旨を記載すること。

(3) 土地の所在と選定理由について

--

(注) 発電設備の所在地が土地改良事業の施行や農業経営の規模拡大等の施策の妨げになるおそれがない理由を記載すること。

別記様式第2号

営農型太陽光発電設備の撤去費用の確保に係る誓約書

年 月 日

市町村長 殿

申請者

住 所
氏 名

（営農型太陽光発電設備の整備者）は、当該設備整備計画に係り設置する営農型太陽光発電設備について、事業の終了時又は事業の廃止時に当該営農型太陽光発電設備の撤去費用を負担することを約します。

撤去費用（見込）
万円

（備考）

- 1 「申請者」には、営農型太陽光発電設備の整備を行う全ての者及び営農者を記載すること。
- 2 申請者が法人又は法人でない団体である場合にあっては、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 4 氏名に旧姓記載を希望する場合は、旧姓を括弧書きで併記すること。

別記様式第 3 号

営農型太陽光発電設備の整備に係る認定設備整備計画の実施状況の報告に係る誓約書

年 月 日

市町村長 殿

申請者

住 所

氏 名

（申請者）は、当該設備整備計画に係る毎年の実施状況について、翌年 2 月末までに報告することを約します。

（備考）

- 1 「申請者」には、営農型太陽光発電設備の整備を行う全ての者及び営農者を記載すること。
- 2 申請者が法人又は法人でない団体である場合にあっては、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 4 氏名に旧姓記載を希望する場合は、旧姓を括弧書きで併記すること。

別記様式第4号

設備整備計画の変更に係る認定申請書

年 月 日

市町村長 殿

申請者

住 所
氏 名

年 月 日付けで認定を受けた設備整備計画について、下記のとおり変更したいので、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づき、認定を申請します。

記

- 1 変更事項の内容
- 2 変更理由
- 3 添付を省略する書類（既に提出されている書類のうち、内容に変更がないもの）

（備考）

- 1 「申請者」には、再生可能エネルギー発電設備等の整備を行う全ての者を記載すること。
- 2 申請者が法人又は法人でない団体である場合にあっては、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 3 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 5 氏名に旧姓記載を希望する場合は、旧姓を括弧書きで併記すること。